

別紙

諮問第711号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件各一部開示決定について、非開示とした部分のうち、別表3に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件各開示請求に対し、東京都教育委員会が本件各開示請求に係る対象保有個人情報として別表2に掲げる本件対象保有個人情報1から19までを特定した上で、平成30年11月9日付けで行った本件各一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各一部開示決定は、条例16条2号又は同条6号に基づき適正になされたものであり、妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年8月27日に実施機関から理由説明書を、同年10月23日から令和3年2月15日までに審査請求人から意見書を収受し、令和2年9月30日（第208回第一部会）から令和3年2月18日（第213回第一部会）まで、6回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及

び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

本件各一部開示決定における非開示情報及び非開示理由は、別表 2 に記載のとおりである。

審査会は、当該非開示情報について、同表のとおり本件非開示情報 1 から 3 までに分類し、それぞれの非開示妥当性について審議する。

イ 本件非開示情報 1 から 3 までの非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報 1 について

- a 本件非開示情報 1 は、本件対象保有個人情報 1、4、9、11及び13に記載された情報である。

本件対象保有個人情報 1 及び13は、〇〇高等学校（以下単に「学校」という。）の校長が作成した審査請求人及び同校の生徒である審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）との対応記録のまとめである。

本件対象保有個人情報 4、9 及び11は、学校の相談室の教員が作成した審査請求人及び本件生徒との相談室における相談内容の記録と学校側の対応記録のまとめである。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、学校職員の所見及び校内での対応の検討に関する情報が記載されていることが確認された。

これらの情報については、開示することにより、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を躊躇することにより実施機関における実態把握が困難となったり、対応の過程が明らかになることにより、関係者からの干渉を招いたりするなど、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

もっとも、本件非開示情報 1 のうち別表 3 に掲げる情報は、審査請求人への学校職員の対応記録及び学校職員から審査請求人に対し伝えた内容の記録に留まるものであり、実施機関が主張するような所見を含むものではなく、

検討過程が記載されているものではないことから、これを開示することにより上記支障が生じるおそれは認められない。

したがって、本件非開示情報1のうち別表3に掲げる情報は、開示すべきであるが、その余の部分については条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2について

- a 本件非開示情報2は、本件対象保有個人情報2、6～8、14～19に記載された情報である。

本件対象保有個人情報2及び15は、学校の副校長が作成した審査請求人と学校職員との話し合いの議事録である。

本件対象保有個人情報6、18及び19は、審査請求人が作成して学校宛てに送付した、審査請求人とその家族及び学校職員との話し合いの議事録である。

本件対象保有個人情報7及び14は、学校の副校長が作成した、審査請求人とその家族及び学校職員との話し合いの音声記録を文字起こしした文書である。

本件対象保有個人情報8、16及び17は、審査請求人が作成して学校へ提出した文書である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、いずれも、学校職員の所見に基づく記述が記載されていることが確認された。

これらの情報については、開示することにより、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を躊躇することにより実施機関における実態把握が困難となり、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3について

- a 本件非開示情報3は、本件対象保有個人情報3、5、10及び12に記載された情報である。

本件対象保有個人情報 3、5、10及び12は、いずれも、学校の校長が作成したものである。

このうち、本件対象保有個人情報 3 及び10は、審査請求人及び本件生徒が学校に対する主訴として挙げている内容とその対応及び備考からなり、本件対象保有個人情報 5 及び12は、教育庁指導部から学校への問合せに関する記録である。

- b 審査会が見分したところ、非開示とされている部分には、いずれも、学校職員の所見に基づく記述及び学校としての対応を検討する過程の状況が記載されていることが確認された。

これらの情報については、開示することにより、今後、同種の事務において、学校職員が所見に基づく率直な報告を躊躇することにより実施機関における実態把握が困難となったり、対応の過程が明らかになることにより、関係者の干渉を招いたりするなど、適正な学校運営に支障を来すおそれがあると認められる。

もっとも、本件非開示情報 3 のうち別表 3 に掲げる情報は、単に審査請求人と学校職員とのやり取りに関する客観的事実を記載しているに留まるものであり、実施機関が主張するような所見を含むものではなく、検討過程が記載されているものではないことから、これを開示することにより上記支障が生じるおそれは認められない。

また、当該情報は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、条例16条2号本文に該当するが、上述のとおり審査請求人と学校職員とのやり取りに係る情報であること及び審査請求人が当事者である会話において言及されている情報であることを踏まえると、同号ただし書イに規定する「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当するものと認められる。

したがって、本件非開示情報 3 のうち別表 3 に掲げる情報は、開示すべきであるが、その余の部分については条例16条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑